

## 障がい児保育を支える理念についての一考察

曾 和 信 一 \*

A Consideration on the Principle that Supports Nursing the Children with Disabilities

Shin-ichi Sowa

本稿では、「障害者」から「障がいのある人」への「障がい」及び障がい者観のパラダイム転換において、障がい児保育（教育）を支える理念について考察した。とりわけ、障がい者のおかれている生活条件を可能な限りノーマルなものにしようとするノーマライゼーションの考え方を敷衍するとともに、今日的に進展させたインクルージョンの理念について言及した。それらの理念を具体的に推進する考え方として、障壁の除去を意味するバリアフリーから誰にでも公平に利用できることをめざすユニバーサルデザインについて検討した。そして、それらの理念やその理念を実現するための方法の基底にあるものとして、障がい当事者の自己決定について考察したところである。

**Key words:** ノーマライゼーション、インクルージョン、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、ピープル・ファーストの訴え

はじめに — 「大漁」と「寄りかからず」から

「大漁」  
朝焼小焼だ／大漁だ。  
大羽鰯の／大漁だ。  
浜は祭りの／ようだけど  
海のなかでは／何万の  
鰯のとむらい／するだろう。<sup>(1)</sup>

大羽鰯が大量に獲れ、浜では人々が大漁を祝い、祭りのような賑わいと活気に溢れている。その一方で、鰯たちは、海の上での人々の喧しさを海の中で耳朶に響かせながら、人々に獲られた仲間たちの弔いをしているのではないか。金子みすゞは、陸の上での人々の営みと海の中での鰯の弔いの姿を、自らの途方もなく昏い心の深層において、苦悩に満ちた優しさと悲しみでもって見据えているのではないか。

そのように金子みすゞという存在そのものと彼女の紡ぎだす詩を解釈する私がいる。いや、みすゞ

の詩を読んだ人の数だけ解釈があるように、みすゞに出会った人は、その詩片に自分というものを重ねあわせて、寄りかかろうとはしていないか。彼女は生き方において寄りかかりを峻拒しようとしたがゆえに、若くして自死という道を選ばざるをえなかったのではないだろうかと思うことがある。

「寄りかからず」

もはや／できあいの思想には寄りかかりたくない  
もはや／できあいの宗教には寄りかかりたくない  
もはや／できあいの学問には寄りかかりたくない  
もはや／いかなる権威にも寄りかかりたくない  
ながく生きて／心底学んだのはそれぐらい  
じぶんの耳目／じぶんの二本足のみで立っていて／なに不都合のことやある  
寄りかかるとすれば／それは／椅子の背もたれだけ<sup>(2)</sup>

\* 四條畷学園短期大学 保育学科

この詩は、できあいの思想、宗教、学問、いかなる権威にも寄りかからず、じぶんの耳目と二本足のみで立って、毅然とした生涯を凜とした表現で歌いあげたものである。茨木のり子という存在とその生き方は、それらの何ものにも寄りかからないという矜持に支えられ、その生を全うしえたものであろう。

「寄りかからず」という詩の読み手にとって、その詩を鏡にして映しだされたものとはいったい何だろうか。読み手である私たち一人ひとりができあいの思想、宗教、学問、権威というものの背もたれに寄りかかっている自分を見出さないとはい切れるだろうか。むしろ、その読み手に対して、それらに寄りかかることで安住する自らの精神の背骨をしなやかに伸びさせ、精神の自立のあり方を問いかけているのではないか。

それでは「障がいのある人」にとっての「自立」とは何かということを手を自らに問いかけていきたいと思う。本稿では、「障がいのある人」が生きていくうえで、「弱さとしての強さ」として「寄りかからざるをえないもの」とは何かを明らかにしていこうという問題意識をもちながら、その論旨を展開していきたいと考える。

## 1 「障害者」から「障がいのある人」へ

### 1-1 「障害者・児」の「教育と福祉」の動向について

1950年代にデンマークの施設に入所している知的「障害者」の親たちとその国の行政官であったバンク＝ミケルセンとが協同して、知的「障害者」の施設での生活条件をノーマルなものにしようというノーマライゼーションの運動を開始した。ノーマライゼーションの理念は、その当初において「大河の一滴」<sup>(3)</sup>に等しいものであったが、「障害者」の地域社会における生活条件のノーマライゼーションの取り組みによって、欧米諸国を中心とする「障害者」運動へと発展し変化していった。

そのノーマライゼーションの運動が国際的に推進された1970年代の後半になると、イギリスでは統合教育を巡って、ウォーノック報告が出された。そのレポートの中で、従来の属性としての「障害」の概念に取って代わり、「特別な教育的ニーズ

という概念が提起された。1980年代になると、欧州を中心として、ノーマライゼーションの理念を社会的に実現するための方法として、社会的・教育的インクルージョンの必要性が高まっていった。そのような国際的な動向の中で、1994年には、ユネスコはスペインのサラマンカ市で「特別なニーズ教育に関する世界会議」を催し、「サラマンカ宣言」が採択された。その会議で、既存の教育制度の改革を志向し、多様性を有する共生教育の概念といえるインクルーシブ教育が国際的に認知されるに至った。

社会的インクルージョンの概念について、1980年の国連総会の中で採択された国際障害者年行動計画の中で、「ある社会がその構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは弱くもろい社会なのである。」という主旨の指摘から、国際的に認識されるに至った。その行動計画で指摘したように、「強さとしての弱さ (weakness as a strength)」という見方から「弱さとしての強さ (strength as a weakness)」の重要性への認識の切り換えのもとで、「障害者」への処遇として、社会的エクスクルージョン（排除）から社会的インクルージョン（包摂）へとパラダイム転換が国際社会においてなされていった。

その後、紆余曲折を経ながらも、2007年には「障害者の権利条約」の署名式が国連において行われ、その翌年には、その条約は効力を持つに至った。その条約は、第2次世界戦争後のノーマライゼーションとインクルージョンの理念を国際的に具現化した取り組みである。しかしながら、わが国は、その条約への署名をしたものの、国内法の整備の問題とも関連して、今日に至るも未だに批准を行うに至っていない。その条約に抵触する国内法を速やかに改正し、その批准を行っていくことがわが国にとって喫緊の課題である。

### 1-2 「障害」及び「障害者」という表記について

前述してきたように、第2次世界戦争後より2010年代の今日に至るまで、「障害者」問題の解決に取り組んできた際の理念に照らしあわせながら、「障害児」保育（教育）についてより詳しく考察していくが、それに先立って、「障害」及び「障

害者」という表記について整理していくことにしよう。

近年、「障害」でいうところの「害」という表記が「物事を傷つけ、他に危害を与える」という意味を有しており、マイナスイメージが強いものであるといえる。またその表記が「障害」当事者のもとより多くの関係者に不快感を与えるとともに、社会的偏見や差別意識をもたらすものではないかという指摘を受け、「障害」及び「障害者」という表記の再検討がなされてきたところである。

ここで、戦前において「障害」及び「障害者（児）」をどのように捉えていたかということについて、言及していくことにする。例えば、**1886**（明治**19**）年の小学校令で就学義務が規定されてから、小学校に就学しない理由のひとつとして「瘋癲白痴」が取りあげられ、報告されるに至った。そして、**1900**（明治**33**）年の改正小学校令において、就学猶予の事由として「病弱又は發育不完全」を、その免除の事由として「瘋癲白痴又は不具廢疾」を初めて規定した。社会（福祉）事業の分野では、**1929**（昭和**4**）年に制定された救護法において、その被救護者の中に「不具廢疾、疾病、傷痕其ノ他精神又ハ身体ノ障碍ニ因リ勞務ヲ行フニ故障アル者」が位置づけられた。このように教育や社会（福祉）事業の制度が確立していく過程において、その欠格条項として知的「障害」を意味する「白痴」はもとより、精神「障害」を表す「瘋癲」及び身体「障害」である「不具廢疾」といった概念が、時と場合によって混在して用いられていたのである。

アジア・太平洋戦争によって焦土と化したわが国を再建すべく、日本という国の形を示した日本国憲法が**1946**（昭和**21**）年に公布され、その翌年には施行された。その憲法の第**25**条の生存権的基本権の規定等を踏まえて、**1949**（昭和**24**）年に身体障害者福祉法が制定された。その法律を制定する際に、その法の目的に鑑みて、「白痴」「瘋癲」「不具廢疾」といった差別的な表記は適切なものではないという意見が出され、その法の制定の関係者はそれらの表記に代えて、「障害」と「障礙（碍）」という言葉を用いることを検討した。とは言っても、戦前から使われていた「障礙」「障碍（礙の俗字）」の「礙」「碍」という漢字が**1947**（昭和**22**）年に公布された当用漢字表になかったことから、同じ音読みの「害」が当てられるという経過を辿った。

なお、そこでいう「礙」「碍」には、「内に妨げがあり、邪魔をする」という意味をもったものであり、その意味内容において価値中立的な表記とは必ずしもいえないのである。

思うに、「障害」ではなく「障礙（碍）」という言葉を用いたとしても、その本質において決定的な差異が認められないといえる。このような経過を経て、多くの地方自治体、社会福祉法人、学校法人、「障害者」を対象に支援を行っているNPO、一部の民間企業などは、今日では「障害」でも「障礙（碍）」でもなく、「障がい」というように漢字とかな交じりの表記をすることも多くなってきた。こうした動向とも相まって、現在、「障害者」という表記を用いているところでも、今後「障がい者」という表記に変更する動きも見られるという。もともと、表記上のルールとしては、「ひと」を直接的に形容する場合、「害」を「がい」と表記するとともに、法令・制度や固有名詞に関しては、そのままの表記とすることで使い分けられるようになったのである。

しかしながら、「障碍」という漢字表記や「障がい」という漢字とかな交じりの表記に変えたとしても、「障害者」差別の問題と向きあい、その解決に取り組む中で、「自立と共生」の関係づくりへと社会のあり方を変革しなければ、「障害者」のおかれてきた差別問題の本質を隠蔽し、すり替えるだけであるという批判が、「障害者」運動を担う人々によって提起されてきた。そのような批判を真摯に受けとめ、「障害者」差別の問題の本質を明らかにするとともに、「自立と共生」の関係を紡ぎだしていこうとする私の価値観の表れとして、これから以降の論旨の展開において、法令、制度及び固有名詞などを除いて、「障がい」という漢字とかな交じりの表記をしていくことにする。

その表記の問題に次いで、「障害者（disabled persons）」という表記について検討していくことにする。その表記は、「障害者」であるに先立って「人間」なんだというピープル・ファーストの訴えの理念に照らしあわせてみて、不適切なものである。また、「障がい者」という漢字とかな交じりの表記にしても、その訴えの理念に反したものであるといえよう。そのような指摘を受けて、最近では「障がいのある人（persons with disabilities）」といった表記がなされるようになった。本稿では、「障が

いのある人」という表記の意味を包摂して、「障がい者」という表記を用いることにする。

ここで、その視点を「障がいのない人」つまり「健常者」と呼ばれる人から、障がい者問題を考えていくことにしよう。私たちの社会は健常者がマジョリティ（社会的多数派）であり、障がい者はマイノリティ（被差別少数集団）であるといったように、これまではややもすれば二項対立的に捉えられてきた。しかし、私たちの社会は健常者と障がい者から成り立っているとは必ずしもいえないのではない。むしろ、社会的支援と共感的理解を求める個性としての障がいと呼ばれるもののある人々と、障がいはいまはないが、いずれ社会的支援や介護といったものが必要となるかもわからない人々から、社会は成り立っているといえる。その支援や介護といったやりとりの中にも、人と人との関係の豊かさがある。その相互に依存するという意味で安易に「倚りかからず」に、いま、ここで「自立と共生」の関係において生きることが大切になってくるのではない。そして、その関係の中で、障がい者（「障がいのある人」）と健常者（「いまは障がいのない人」）の双方が、自らの問題として障がい者問題の解決に向けて取り組むことの必要性が問われてくるといえよう。

## 2 ノーマライゼーションとインクルージョンの理念について考える

### 2-1 ノーマライゼーションの理念について

かつて千年王国を自称したドイツ第三帝国（ナチス・ドイツ）の下で、1933年に成立した優生思想に基づく断種法によって、遺伝的に「欠陥」を持っていると見なされた数十万人の人々が「処分」された。その後、戦時下においてユダヤ人やマイノリティであるロマ（シンティ）へのホロコースト（ショアー）へと繋がっていくナチス・ドイツの一連の迫害政策の基底には、優生思想が根強く横たわっていたといえる。

第二次世界戦争の惨禍を経て、欧州で優生思想に反対し批判する考え方として、ノーマライゼーションの思想的潮流としての共生思想が台頭していった。1950年代に、デンマークの社会省の施設行政の担当官であったバンク＝ミケルセンは、施

設に入所している知的障がい者の親の会の人々とともに、劣悪な状況におかれていた施設生活の改善の運動に取り組んだが、ノーマライゼーション（ノーマリゼーション）<sup>(4)</sup> という考え方はその運動から生まれたものである。バンク＝ミケルセンは、どんなに障がいが重度であっても、ノーマルな生活を営む権利があり、社会はその権利を保障する責任があることを明らかにしたという意味で、ノーマライゼーションの“生みの父”と呼ばれている。

彼が提起したノーマライゼーションの理念とは、障がい者のおかれている生活条件をノーマルなものにするのであって、障がいそのものをノーマルなものにするのではないという考え方である。障がい者は属性としての障がいがあるからといって、社会的に差別される謂れはない。障がい者は、たとえ心身に障がいがあっても、健常者（「いまは障がいのない人」）と人間及び市民として対等の関係である。障がい者のおかれている生活状態を健常者のそれと同じものにするために、その生活条件を可能な限りノーマルなものにしようとするのがノーマライゼーションのめざす考え方である。

北欧発信のノーマライゼーションの考え方は、ノーマライゼーションの“育ての父”といわれるスウェーデンのベンクト・ニリエをはじめとして、障がい者の「福祉と教育」に携わる人々の努力によって、西欧、北米はもとより、わが国を含む世界各国に浸透していった。その具体的な考え方については、障がい者への差別的な処遇を改め、権利における平等の実現をめざしていったことが第一点目に挙げられる。第二点として、障がい者も地域社会の中でノーマルな暮らしを実現すべく、社会的隔離の意味あいの強い入所施設の閉鎖や解体の方向での脱施設化とともに、在宅支援サービスを制度的に確立しようとしていったことがある。第三点として、デンマーク及びスウェーデンといったノーマライゼーションの理念の発祥の地において、知的障がい児の親や知的障がい当事者自身が福祉サービス計画の立案過程から参画するといったように、代弁者を中心した福祉のあり方から当事者中心の福祉のそれへと転換していったことが挙げられる。<sup>(5)</sup> 第四点として、障がい者の保護から当事者主体の権利を実現しようとする方向へと進展していったことなどが挙げられる。<sup>(6)</sup>

このようにして見ていくとわかるように、ノ-

マライゼーションの考え方は政策の中に具体化され、脱施設化の動きに見られるとおり、社会環境の変革に寄与するとともに、社会それ自体の変革を促すという役割を果たしてきたといえる。そして、今日においては、その考え方は、障がい者福祉の理念にとどまらずに、その福祉を包摂する社会福祉の理念としても浸透してきたのである。とは言っても、わが国の障がい者福祉制度のあり方を見ると、ノーマライゼーションという考え方は浸透してきたが、その考え方が指し示す価値観に基づくその制度のパラダイム転換には至っていない状況にあるのではないか。

## 2-2 インクルージョンの理念について

格差社会における格差問題と貧困問題と密接に関わるキー概念として、社会的エクスクルージョン（排除）という用語がある。フランスで生まれ、EU 育ちであるその概念は、移民労働者を含む失業者に対する社会政策の用語として使用され、広まっていった。その社会的排除という考え方は、失業、粗末な住宅、犯罪率の高さ、劣悪な健康状態及び家庭崩壊などと密接に関連した貧困から社会的排除が生じるとともに、その排除が貧困を再生産するといったように、結果として負のスパイラルをもたらすものである。

それに対して、社会的インクルージョンという考え方は、そのような負の連鎖を断ち切り、社会的に排除される可能性のある人々はもとより、社会からの孤立に陥りやすい人々を、その排除や孤立から援護し、社会の構成員として支援していくというものである。また、その理念は、貧困者、(若年)失業者、旧植民地からの移民、難民や障がい者などを特別なニーズをもった人々であると捉え直して、そのニーズへの必要な支援を行うといった社会的実践とも関連した考え方である。それとともに、彼らの権利を回復し、健康で文化的な生活を実現しようとする方向で、他の市民と同様に社会に参画できるようになることをめざす理念でもある。

社会的に排除され孤立した人々を社会的なつながりの中に包み込んでいき、社会の一員として支援していくことを実現するための方法のひとつがインクルーシブ教育である。その教育が注目され

た契機として、1994年にスペインのサラマンカ市で開催されたユネスコの「特別なニーズ教育に関する世界会議」で採択された「サラマンカ宣言」によるところが大きいといえる。

そのサラマンカ宣言の中で、「特別な教育的ニーズを有する人びとは、そのニーズに見合った教育を行えるような子ども中心の普通学校にアクセスしなければならない。」「インクルーシヴ(inclusive)な方向性を持つ学校こそが、差別的な態度とたたかい、喜んで受け入れられる地域を創り、インクルーシヴな社会を建設し、万人のための教育を達成するためのもっとも効果的な手段である。」<sup>7)</sup>と明記している。それは、分離教育を批判して取り組まれた統合教育が教育の“場の共有”に重点をおいたものであるが、その場だけの統合ではなく、一人ひとりの子どもにニーズに見合った支援を準備することの必要性を指摘したものである。

インクルージョンの考え方は、ノーマライゼーションの理念の発展と変化の中で紡ぎだされてきた理念である。障がいがあるからといって、障がいのある子どもだけが学ぶ学校などを卒業して、社会福祉施設に入所したり、障がい者の共同作業所に通所したりすることで事足りるものではない。そこで提供される支援が利用者の個別のニーズに応えるものかどうかということが大切である。また、そのサービスとその場が施設や作業所に留まらずに、必要な人は誰でも利用できる社会資源として、地域社会の中に存在していることも重要なものとなってくるといえる。

## 2-3 バリアフリーとユニバーサルデザインについて

ここまでノーマライゼーションとインクルージョンの理念について概観してきたが、それらの理念を具体的に推し進める考え方のひとつとして、バリアフリーとユニバーサルデザインがある。ここで、まずバリアフリーについて考えていくことにしよう。

バリアフリーとは、もともとは国際的に1970年代から使われ出した建築用語で、障壁を除去し、生活しやすくすることを意味したものである。その当初において、建築物や道路の段差の解消に見られるように、身体障がい者、高齢者、妊婦など

が行動する際に妨げとなる物理的障壁の除去の意味あい用いられたものである。その物理的障壁が除去されることと相まって、障がい者などの社会への完全参加を困難にしている制度的障壁（障がいを欠格条項として、資格取得に制限を設けるなどの障壁）、文化・情報面の障壁（点字、手話、音声案内、字幕や分かりやすい表示の不備といった障壁）及び意識上の障壁（社会的偏見、差別意識や先入見など）を除去しようとする事へと発展してきた取り組みである。

わが国において、**1981**年の国際障害者年と**1983**年から**1992**年までの「国連・障害者の**10**年」の取り組みを契機にして、バリアフリーの取り組みは飛躍的に発展した。その後高齢化社会から高齢社会<sup>⑥</sup>に急速に進展し、それへの対応が焦眉の社会的課題となっていた。

その対応への国の施策として、**1994**（平成**6**）年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（「ハートビル法」）が制定された。その法律の目的として、その第**1**条において「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資すること」というように、公共の建築物のバリアフリー化を謳っている。

**2000**（平成**12**）年には、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（「交通バリアフリー法」）が制定された。その法律では、鉄道の駅、バス停、空港、海港などの旅客施設及び車両について、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進するとともに、それらにアクセスする周辺の道路、駅前広場などのバリアフリー化を重点的、一体的に推進することを明記したのである。

しかし、バリアフリーということで、障がい者や高齢者などを「特別扱い」することに何ら疑問を挟まない社会とは、結果として意識面でのバリアを覆い隠し続ける社会に繋がりがかねないのである。その負の連鎖を断ち切るためには、最初からバリアそのものを作らないことをめざし、すべての人を対象に利用しやすい、または利用を妨げない製品、建築物、空間をデザインしていこうというユニバーサルデザインの考え方が、今日ではより多くの人々の支持をえるに至ったのである。

そこで、昨今注目されてきたユニバーサルデザインについて検討していくことにしよう。ユニバーサルデザインの考え方は、アメリカ合州国のノースカロライナ州立大学の教員であり、“ユニバーサルデザインの父”とよばれたロン・メイスが提唱したものである。その考え方は、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらずに、多様な人々が気持ちよく利用できるように、前もって街づくりや生活環境をデザインしようとするものである。

ロン・メイスは、自身が車椅子を利用する身体障がい者であるが、障がい者を特別視しないで、誰にとってもインビジブル（invisible；目立たない）で、アジャスタブル（adjustable；調節可能）とアダプタブル（adaptable；改造、付加可能）といった性質を兼備し、快適に暮らせるデザインとしてのユニバーサルデザインを提唱した。

ここでロン・メイスを含むユニバーサルデザインのリーダーが規定したユニバーサルデザインの七原則について言及していくことにする。その原則**1**は公平な利用（誰にでも公平に利用できること）であるが、その原則こそがユニバーサルデザインの本質を表わしている。原則**2**の利用における柔軟性（使う上で自由度が高いこと）、原則**3**の単純で直感的な利用（使い方が簡単ですぐわかること）、原則**4**のわかりやすい情報（必要な情報がすぐ理解できること）、原則**5**の間違いに対する寛大さ（うっかりミスや危険につながらないデザインであること）、原則**6**の少ない身体的負担（無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること）、原則**7**の接近や利用に際する大きさと広さ（アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること）といった諸原則は、その本質である原則**1**の公平な利用を実現していくための具体的な方法論に関わることを提示している。

バリアフリーからユニバーサルデザインの考え方へと進展してきた国際的動向とも関わって、わが国においても**2005**（平成**17**）年に、国土交通省によって「ユニバーサルデザイン政策大綱」が出された。その政策大綱を受けて、より総合的で一体となったバリアフリー施策を推進するために、**2006**（平成**18**）年には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（「バリアフリー新法」）が制定された。それによって、ハートビル法と交通バリアフリー法は廃止された。

そのバリアフリー新法の特色の第1点として、その法の対象者を拡大したことが挙げられる。ハートビル法と交通バリアフリー法では、その対象となる障がい者は身体障がい者だけであった。それに対して、新法での対象者は「障害者」と規定されているように、身体障がい者だけでなく、知的障がい者、精神障がい者を含むすべての障がい者を対象とするように拡大された。その第2点として、バリアフリー新法に当事者の参画の視点を組み込んだことが挙げられる。第3点目には、対象物及び重点整備地区要件の拡大を図ったことがある。第4点目として、ソフト面に關わる施策の充実を促進したことが挙げられる。

しかし、国際的 NGO である DPI (障害者インターナショナル) の国内組織である DPI 日本会議は、バリアフリー新法の課題として、「移動権(利用権を含む)」や「乗車拒否や利用拒否」の禁止規定の明記を求めている。その課題に対して、「心のバリアフリー」という形でしか対応が示されておらず、当事者参画による職員研修等の提案・実現が重要になってくるという。また、切れ目のない移動の確保やそのための交通体系の整備も、新法においても課題として残されたままであると指摘している。それらの指摘に対して、行政の責任において課題の解決に向けて着実に取り組んでいくことが必要となってくるのである。

### 3 ピープル・ファーストの訴えから当事者の自己決定について考える

ピープル・ファーストという表現は、1973年にアメリカ合州国のオレゴン州のセレイムに知的障がい者が集い、その障がい当事者が「精神薄弱者(知的「障害者」)」とラベリングされるのがどのようにいやかということ話し合う中で、紡ぎ出されたものである。その話し合いの中で、人に自分のことをどのように知られたいのかと聞かれ、「私は、精神薄弱者(知的「障害者」)とよばれることにうんざりしている。(「障害者」であるまえに)私たちはまず人間だ(We are people first)」と応えたことをきっかけとして、その言葉が生まれたという。

知的障がいのある人々の当事者の運動は、このようにして1970年代の当初から北米及び北歐を中心に始まったといえる。とりわけピープル・

ファーストは、知的障がい者が自分たちのために自分たちの思いを訴え、発言するセルフ・アドボカシー(自己の権利擁護)のための組織である。そこでいうセルフ・アドボカシーとは、障がい当事者自らがその生き方を選びとり、決めていくことを中心にして、社会的生活の自立を保障するために、個人や仲間が必要な支援を行う活動である。また、それは障がい者の権利における平等意識の高揚はもとより、権利性にねざして、障がい者のニーズの充足や支援の対象としての生活をその当事者自らが擁護する活動でもある。そのアドボカシーにセルフをついている理由として、障がい者がそれまで奪われていた当事者性や主体性を自らのものとして取り戻す活動であることを強く意識したからであるといえる。

思うに、ピープル・ファーストの運動が国際的な広がりをみせる以前は、障がい者問題を論じたり、その解決に向けて取り組もうとしたりする際に、その当事者を排除して、当事者以外の人々の意見でもって決められていったといえる。その当事者自身の意向や思いを無視したり軽視したりして、決められた生き方を強いられることに対して、「いやだ!」という主張(assertiveness)こそがその運動の出立点だといえる。言い換えると、ピープル・ファーストの訴えとは、知的障がいのある人々の反差別の訴えの表れなのである。

1980年代になると、ピープル・ファーストの運動は障がい当事者とその関係者の支持をえて、国際的に広がっていた。そして1990年代になると、カナダをはじめとして世界各地にピープル・ファーストの全国組織が結成されはじめた。わが国においても、その時期にピープル・ファーストの活動が始まり、現在では全国に1000を超えるグループがあるといわれている。

これまで論じてきた障がい当事者自らの生き方は自らが決めるという考え方は、「私たちを抜きにして、私たちに関することは決めないで(“Nothing about us without us”)」という2007年に批准された障害者の権利条約の理念と交響しあうものである。まさに、バリア、社会的偏見や差別意識などのない新しい世界の構築を展望して、それぞれの社会的立場や生き方を尊重しあい、その思いをこめた言葉に耳を傾け、少しでも誰もが生きやすい社会を創り出していくことが私たち一人ひとり

に問われているのである。

【注】

- (1) 金子みすゞ『金子みすゞ童謡全集 美しい町・下』JULA 出版局、12～13頁、2003年。
- (2) 茨木のり子『倚りかからず』筑摩書房、48～50頁、1999年。
- (3) 「大河の一滴」とは、五木寛之氏の造語で、その著書である『大河の一滴』（幻冬舎）の中で、その表現と関わって「＜早天の慈雨＞という言葉があるが、からからにひび割れ、乾ききった大地だからこそ降りそそぐ一滴の雨水が甘露と感じられるのだ。暗黒のなかだからこそ、一点の遠い灯に心がふるえるのである。」と言及している。
- (4) ノーマライゼーションという用語法について、デンマーク語で **Normaliserling**（ノーマリセーリング）と発音し、バンク＝ミケルセンも英語で話すときには、ノーマライゼーションと発音していたという。
- (5) 障がい当事者と非当事者とを二分して捉えることについて留意する必要がある。例えば知的障がい児の親や兄弟姉妹は、療育の専門家などとは異なり、日常の暮らしを共にする機会が多いゆえに、その障がい当事者の代弁者であるとともに、その当事者性も比較的強い人々である。その当事者性の強弱といった視点から捉えることも必要になってくる。
- (6) ベンクト・ニリエ著（河東田博、橋本由紀子、杉田穂子訳編）『ノーマライゼーションの原理』現代書館、1998年を参照されたい。
- (7) 嶺井正也監修『共育への道「サラマンカ宣言」を読む』アドバンテージサーバー、9～10頁、1998年。
- (8) 高齢化社会とは、65歳以上の人口が総人口に占める割合である高齢化率が7～14%の社会である。それに対して高齢社会とは、その高齢化率が14～21%となった社会であり、わが国では1994（平成6）年には高齢社会となった。なお超高齢社会とは、その高齢化率が21%以上となった社会であり、2007（平成19）年からその社会へとステージが変化してきた。

【参考文献】

- (1) 松井彰彦、川島聡、長瀬修編著『障害を問い直す』東洋経済新報社、2011年。
- (2) 曾和信一『ノーマライゼーションと社会的・教育的インクルージョン』阿吽社、2010年。
- (3) 花村春樹訳・著『「ノーマライゼーションの父」N・E・バンク＝ミケルセン』（増補改訂版）、ミネルヴァ書房、1998年。
- (4) 小川恭司・嶺井正也編『続・共育への道—インクルーシブな学校づくりをめざして—』アドバンテージサ

ーバー、2000年。

- (5) 全国自立生活センター協議会編『自立生活運動と障害文化—当事者からの福祉論』現代書館、2001年。

— 2013. 3. 18 受稿、2013. 3. 19 受理 —